

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【公表番号】特表2018-515922(P2018-515922A)

【公表日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2017-557161(P2017-557161)

【国際特許分類】

H 01 L 43/10 (2006.01)

H 01 L 21/8239 (2006.01)

H 01 L 27/105 (2006.01)

H 01 L 43/08 (2006.01)

【F I】

H 01 L 43/10

H 01 L 27/105 4 4 7

H 01 L 43/08 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

第1の電極25は、アモルファスXNを含む第2のアモルファス領域18を含み、ただし、Xは、W、Mo、Cr、V、Nb、Ta、Al、およびTiのうちの1つまたは複数である。Nはもちろん窒素であり、XNは、化学量論性を示すことを必ずしも意図していない。本文書で使用するように材料または領域を「アモルファス」と特徴づけることは、記載する材料または領域の体積の少なくとも90%がアモルファスであることが必要である。領域18は、アモルファスXNを含むか、実質的にアモルファスXNからなるか、または、アモルファスXNのみからなる場合もある。一実施形態では、第2のアモルファス領域18のアモルファスXNが、第1の結晶磁性領域20のCoおよびFeに直接触れている。第1の結晶磁性領域20がBを含む一実施形態では、第2のアモルファス領域18のアモルファスXNが、第1の結晶磁性領域20のCo、Fe、およびBに直接触れている。一実施形態では、Xは、W、Mo、Cr、V、Nb、Ta、AlおよびTiのうちの2つ以上を含む(すなわち、2つまたは3つ以上)。一実施形態では、アモルファスXNは化学量論的である。一実施形態では、アモルファスXNは、非化学量論的にNリッチである(これにより、たとえば、化学量論的XNの導電率よりも導電率が低減される)。一実施形態では、アモルファスXNを含む第2のアモルファス領域18の最大厚さが、約10オングストローム以下である。